

議員発案第 5 号

有害情報から子供を守るための法整備の早期実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「有害情報から子供を守るための法整備の早期実現を求める意見書」を提出するものとする。

平成20年6月27日 提出

提出者 三条市議会議員 木 菱 晃 栄

賛成者 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

有害情報から子供を守るための法整備の早期実現を求める意見書

パソコンや携帯電話の急速な普及に伴い、インターネットにおける有害情報（暴力的な残虐サイト、自殺サイトやいじめに利用される闇サイト、わいせつサイト、出会い系サイト等）も加速度的に氾濫の度を増しているが、その影響を受け、青少年が犯罪の被害者になるばかりか、加害者にもなっているこの現状は、今や看過できないところまで来ている。

今日の情報化社会がもたらしたこのような負の遺産が、子供の心身をむしばみ、将来を奪うといった深刻な事態を招いていることに対し、このまま何の対策もせず有害情報の氾濫を許しておけば、今後も多くの犠牲者を出すことになる。明日の社会を担う子供の健全育成はすべての国民の願いであり、こういった有害情報から子供を守ることは、私たち大人の責務である。

また、これらの問題に対して、長野県を除く各都道府県は「青少年健全育成条例」等をもって対処してきたが、今日では明らかにその範疇を超えてしまい、対応が不可能となっている事実を厳しく受け止め、今こそ国が責任を持って子供の健全育成を確保する国づくりを押し進めるべきである。

今、急務とされているのは、「表現の自由」は大切ではあるが、無制限でいいはずはなく、子供の健全育成こそ最優先すべきであり、国がインターネットにおける有害情報の削除やフィルタリングの義務化など、具体的な法規制を実現することである。

よって、政府におかれては、こうしたインターネットにおける有害情報から子供を守るための法整備について、早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣